小島とも子 県政Report





小島とも子プロフィール

1983年 南山大学卒業

1985年 桑名市立成徳中学校勤務

1993年 夫の日本人学校勤務に伴い、台湾台中市へ

1996年 桑名市立陽和中学校勤務

2003年 桑名市立光風中学校勤務

2009年 桑名市立正和中学校教頭

2011年 4月 三重県議会議員選挙において初当選

●所属委員会

- 議会運営委員会
- 教育警察常任委員会
- ●予算決算常任委員会

ごあいさつ

平成26年が始まりました。

昨年は、20年に一度の神宮式年遷宮の年でした。多くの人々が全国各地か ら伊勢の地をめざしました。県内は賑わい、三重県人として誇りを感じられた一 年でした。今年はおかげ年、そして熊野古道世界遺産登録10周年でもありま すので、観光キャンペーン等にも一層力を入れて取り組むことが大切です。

残念なことに、米穀の産地偽装に関して大きな事件がありました。また、食材 の不適切表示に関わっても事案が公表されています。食の安全・安心は暮らし の中で大切にされるべき基本的な事柄であり、それが脅かされることがあって はなりません。財政状況が厳しい中ではありますが、「命を守る・暮らしを守る」 ことが大切にされる県政をめざして関わってまいります。

● [実はそれ、ぜんぶ三重なんです!] 連携調査特別委員会

- - ●食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会
 - ●広聴広報会議

●平成26年度三重県経営方針(案)

- 1. 少子化対策~希望がかなう三重~
- 2.グローバル化への対応~世界に打って出る三重~
- 3. 三重県のブランドカアップVer. 2~魅力を発信し続ける三重~

この3つが平成26年度の政策展開のポイントとして提案されています。

《1.少子化対策については…》

- ●平成26年度はまさに国・地方をあげた少子化対策 元年とあるが、平成2年、合計特殊出生率が1.57 になった時が元年では?
- ●子ども・子育て支援だけでは限界があり、労働保 障が最も大切ではないか。
- ●制度の活用と風土の醸成が必要。

《2.グローバル化への対応については…》

- ●地域の文化・産業をしっかり守り育てるという意識 も必要では?
- ●水産業については、資源管理の視点もしっかり取 り入れて。

等々の意見交換がなされ、この後2月会議で最終案が示されます。

また、「選択集中プログラム」において、特に力を注ぐ取り組みとして次の3本の柱が引き続き立てられています。

①10本の緊急課題解決プロジェクト

命を守る緊急減災プロジェクトや「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト(アンテナショップ・カ フェ設置)など。

②5本の新しい豊かさ協創プロジェクト

未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクトや夢と感動のスポーツ推進協創プロジェクトなど。

③南部地域活性化プログラム

依然として若者世代の人口流出と高齢化・過疎化の進行→若者の就労支援、婚活<mark>支援</mark> 熊野古道世界遺産登録10周年→半年間にわたり、市町・地域と様々な事業を実施することにより、東紀州への 関心を高め、賑わいの創出、地域経済の活性化へ。

●三重県中小企業振興条例(仮称)議論のゆくえは?

知事は6月定例月会議の提案説明において、中小企業振興条例の制定に言及しました。この条例の制 定については、三重県議会会派 [新政みえ] がマニフェストにも掲げ求めてきたものであり、現在策定が 進められています。中間案についてのパブリックコメントを求め、各団体からもご意見をいただいて2月 会議には最終案が出されます。

「小規模企業」という言葉も特に入れるべきでは?という意見も出され、名称も変更する方向で議論が 進められています。

中小企業者と小規模企業者ってどう違うの

中小企業者とは…

業種分類	中小企業基本法の定義					
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 または常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人					
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 または常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人					
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 または常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人					
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 または常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人					

小規模企業者とは・・・

業種分類	中小企業基本法の定義				
製造業その他	従業員 20人以下				
商業・サービス業	従業員 5人以下				



【三重県における中小企業の概要】(平成23年版中小企業白書より)

企業数及び従業者数

平成23年版中小企業白書(平成21年 経済センサス基礎調査〈再編加工〉)では、 三重県内の企業数は、60.433で、従業 者数は441.017人とされています。

(全国の企業数:4.202.630、従業者数: 42.732.447人)

なお、企業の規模別による比較(表1)、

並びに10年前との比 較(表2)は右記の とおりです。



	İ	中小企業		大企業		合 計		
	.		うち小規模企業					
	企業数	構成比	企業数	構成比	企業数	構成比	企業数	構成比
		(%)	İ	(%)	ĺ	(%)		(%)
重県	60,342	99.8	53,133	87.9	91	0.2	60,433	100.0
国	4,190,719	99.7	3,659,291	87.1	11,911	0.3	4,202,630	100.0

	中小企業				大企業		合 計	
			うち小規模企業		1			
	従業者数	構成比	従業者数	構成比	従業者数	構成比	従業者数	構成比
	(9	(%)		(%)		(%)		(%)
三重県	380,487	86.3	137,286	31.1	60,530	13.7	441,017	100.0
全 国	28,270,454	66.2	9,102,409	21.3	14,461,993	33.8	42,732,447	100.0

(表2)企業数について10年前との比較

	中小企業				大企業		合計		
			うち小規模企業						
ļ	平成 11 年	平成 21 年	平成 11 年	平成 21 年	平成11年	平成 21 年	平成 11 年	平成 21 年	
三重県	70,905	60,342	62,574	53,133	132	91	71,037	60,433	
全 国	4,836,764	4,190,719	4,228,781	3,659,291	14,340	11,911	4,851,104	4,202,630	
資料: 平成	資料: 平成11年のデータは、平成13年版中小企業自書(総務省「平成11年事業所・企業統計調査」再編加工)								

平成 21 年のデータは、平成 23 年版中小企業白書(総務省「平成 21 年経済センサス基礎調査」再編加工)

*三重県内企業60,433社中、99.8%が中小企業。 従業員数も中小企業が86.3%を占めています。

- *中小企業についてはグローバル化の中で、資金調達、事業継承、人材育成、人材確保等、多くの課題 があり、多面的な支援が必要とされています。
- *条例案では「地域の雇用を守り、地域社会の形成や維持に寄与している」存在としての中小企業の位 置づけをしています。
- *若者の中小企業への定着をはかったり、成長だけでなく存続や再興を支援したりする仕組みが必要で あると考えます。

●三重県において米の偽装問題が起こりました。

三瀧商事等による米の偽装に関する米の流れ 多種多様な国内産米 国内産加工用米 外国産米 全国穀類工業協同組合三重県支部 (支部長:三灘商事) 三瀧商事 稲垣製茶 水増しして仕 入れた加工用 0.0 榊原商店 伝票上)偽装工作 (米穀加工業) 米を用途外に ミタキライス (米穀卸売業・精米業) ジャパンゼネラル 食料品輸入・販売業):清算手続中 伝票上の偽装工 ・原産地にJいて協調な水をした飲食料品を取力した目は、2キ以下の砂な気は 200万円以下の罰金(JAS法第23条の2)、法人は1億円以下の罰金(同法第29条 1項1号) ・米穀等の取引記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者は、50万円以下の 罰金(米トレサ法第12条第1号) ・食糧法に基づく業務改善命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以 下の罰金(食糧法第56条)、法人は1億円以下の罰金(同法第60条) 小売店

平成25年9月~10月:三重県は農 林水産省と合同で6事業者に対 し、米の偽装にかかる事実確認の ため、立ち入り検査

10月4日 4事業者に対し、食糧 法・米トレ法・JAS法に基づく勧告・ 指導・指示をおこなう。

4事業者の改善報告書について調査中。 10月30日~平成26年3月末:県内 主要米穀取扱業者28者を対象に 特別監視指導実施。

11月25日:米穀の流通販売にかか るコンプライアンス研修会

①法令遵守意識醸成や関係法令意識の習得推進②点検体制や仕組みの整備③組織風土の改革

全国で宿泊施設、百貨 店等で不適切な表示をお こなっていることが公表さ 同様の事案が7つの施設 において発生しています。

再発防止のため

食の安全・安心の確保に 関する条例があるにも関わ らず、このような事案を防 れていますが、三重県でも 💮 げなかったことから、条例 について検証検討の必要 ありとの声が議員から起こ りました。

そこで県議会に「食の安全・安心の確保に関する 条例検証検討会 | が設置されました。



ご参考:【食の安全・安心の確保に関する条例とは】

食生活を取り巻く環境の変化 BSE、鳥インフルエンザ等の問題 食品表示の問題 輸入食品により発生した健康被害等 食に対する不安感・不信感の増大→食の安全・安心の確保に対する要請強まる

- ①県民の健康保護、食に対する県民の不安感・不信感の払拭
- ②食品関連業者と県民との信頼関係構築
- ③安全かつその安全性を信頼できる県産食品の供給、消費拡大
- 三重県食の安全・安心の確保に関する条例制定(平成20年6月23日公布)

検証検討会に委員として参加していますが、主な論点は以下の4点です。

- ①条例があるにも関わらず、再度このような問題が起こったことを重く受け止め、再発防止にかける 強い思いを書きこむ必要がある。
- ②食品関連業者の法令遵守意識向上や関係法令に関する知識習得が必要である。
- ③食品関連業者団体の役割を書き込む必要がある。
- ④ 危害情報について特に食品関連業者の申し出が求められるべきではないか。

今後、修正案が出され、パブリックコメントを経て制定されますので、みなさんのご意見をお待ちして います。

●平成26年1月1日より、受診義務が生じます!!

平成25年7月1日から「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例 | が施行されています。 飲酒運転違反者の約60%が再犯者:うち、半数にアルコール依存症の疑い

アルコール依存症に関する診断を受けていただくことを義務づけし、治療をうけていただきます。 【受診までの流れ】>>> 飲酒運転発覚→警察が県健康福祉部に通知→県から違反者に受診通知

●みえ県議会出前講座に行ってきました!

11月15日、午後1時より四日市市立桜中学校へ出前授業に。 「ザ・社会人に聞く」ということでキャリア教育の一環としてお声 がけいただきました。

ほかには、和菓子職人、ミュージシャン、エアロビクスインストラ クター等、様々な分野の方が参加されていました。

久しぶりの中学生、教室、授業。きっとこちらの方がワクワクドキ ドキでした。

まず、県議会とは?ということでDVDを15分ほど見てから質疑応 答。最初は固かった生徒達も次第にほぐれてきたのか、手を挙げて の質問もたくさん出ましたし、しっかり話せていて感心しました。

「私は話すのが苦手なんですが、人前で上手に話すにはどうした らいいですか?1

「なぜ県会議員になろうと思ったのですか?」

「何を一番したいと思っていますか?」

「県議会と私たちの生活はどんなところでつながっていますか?」 はては「給料はいくらですか?」まで、50分はあっという間に過ぎ ていきました。

生徒達から心のこもったお礼状をいただき感激するとともに、子 どもたちが県政や県議会に興味関心を持つようになればいいなと 思いました。



みえ県議会出前講座とは?

学校からの申し込みを受けて、三 重県議会の仕組みや議会改革の取 り組みについて、広聴広報会議の委 員が出向いてわかりやすく説明し、 質疑応答をおこないます。

三重県議会をはじめとした地方自 治に対する親近感を醸成し、将来の 住民自治を担う県民としての意識の 涵養に寄与します。

●「美し国おこし・三重」プレ三重県民大縁会開かれる~12月7日

平成26年、美し国おこし・三重のとりくみの集大成の前 年ということで、プレ三重県民大縁会がメッセウイングみえ を会場としておこなわれました。桑員地域においては、61の パートナーグループが登録されています。桑名市では、最も 早い登録は「桑名の千羽鶴を広める会」と「ぐるーぷマダム 寿々(おかみさんの会)」です。





美し国おこし・三重の取り組み後、各地域で今までつながった縁をどう活かせるかが課題です。

ご意見・ご要望等、お待ちしています

facebook. 始めました。

活動の様子

地元の行事や 集まりなと 是非お声がり



